

議案第41号

北上市駐車場条例の一部を改正する条例

北上市駐車場条例（平成3年北上市条例第146号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（指定管理者の指定等） 第18条 駐車場の管理は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。ただし、次項の申請がなかったとき又は第4項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。 2～4 [略] 附 則 1 [略] 2 [略]	（指定管理者の指定等） 第18条 駐車場の管理は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。ただし、<u>市が管理する必要が生じたとき又は次項の申請がなかったとき若しくは第4項に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは</u>、この限りでない。 2～4 [略] 附 則 <u>（施行期日）</u> 1 [略] <u>（経過措置）</u> 2 [略] <u>（定期駐車券の割引額に係る特例）</u> 3 <u>令和7年11月1日から令和9年3月31日までの間に発行する定期駐車券に係る第6条第2項の規定の適用については、同項中「10分の9」とあるのは「20分の19」とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。 附 則	

この条例は、令和 7 年11月 1 日から施行する。

令和 7 年10月14日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

本通り駐車場の安定運営のため、市が駐車場を管理する必要がある場合について規定するほか、所要の改正をしようとするものである。